

平成 28 年熊本県熊本地方の地震に係る特定小売供給約款等以外の 供給条件の認可について

(趣旨)

九州電力株式会社から、2020 年 4 月 17 日付けで経済産業大臣宛てに、特定小売供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可を求める申請があり、資料 4-1 のとおり、同年 4 月 22 日付けで経済産業大臣から意見の求めがあった。

また、九州電力送配電株式会社から、2020 年 4 月 17 日付けで経済産業大臣宛てに、託送供給等約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可を求める申請があり、資料 4-1 のとおり、同年 4 月 22 日付けで経済産業大臣から意見の求めがあった。

これらに対する電力・ガス取引監視等委員会の回答について、ご検討をいただく。

1. 本件 2 件の申請の概要

1) 九州電力株式会社からの申請 (2020 年 4 月 17 日付)

電気事業法等の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 72 号) 附則第 16 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により、特定小売供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可を受けるための申請

2) 九州電力送配電株式会社からの申請 (2020 年 4 月 17 日付)

電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 第 18 条第 2 項ただし書の規定により、託送供給等約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可を受けるための申請

2. 申請に係る供給条件の内容等 (2 件とも同じ)

2016 年 4 月 14 日に発生した熊本県熊本地方における地震により被災した者から申出があった場合であって一定の条件を満たす場合には、工事費負担金等を免除する。

(本措置は、すでに特例認可を受けて実施中であるが、その期限が 2020 年 4 月 30 日までであるところ、それを延長する。)

33 **3. 本供給条件による供給を必要とする理由**

34 2016年4月14日に発生した熊本県熊本地方における地震による被害は甚大であり、
35 家屋の解体工事や再検討は今後も継続していくことが見込まれることから、本措置の適
36 用期間を2021年4月30日まで延長することが必要。

37 (仮設住宅の入居期間は被災日から起算して最大5年間まで延長されるなど、住宅再建
38 工事等も同時期まで見込まれている。)

39

40 **4. 経済産業大臣への回答について**

41 本申請(2件)の供給条件については、電気事業法等の該当条文の規定及びそれらの
42 審査基準に照らし、約款により難い特別の事情がある場合における供給条件として認可
43 して差し支えないものと考えられる。

44 これを踏まえ、資料4-2のとおり、委員会として、経済産業大臣が本申請に係る認可
45 をすることに異存はない旨、経済産業大臣に回答することとしたい。

46

47

48 **参考：関係条文**

49

50 **○旧電気事業法**

51 第二十一条 一般電気事業者は、第十九条第一項の認可を受けた供給約款(同条第四項又は
52 第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの)(第二十三条第三項
53 の規定による変更があつたときは、変更後のもの)又は第十九条第十二項の規定による届
54 出をした選択約款以外の供給条件により、一般の需要(特定規模需要を除く。)に応じ電
55 気を供給してはならない。ただし、振替供給を行うとき、及びその供給約款又は選択約款
56 により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の
57 供給条件(第二十三条第三項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの)によ
58 り供給するときは、この限りでない。

59

60 **○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等**

61 **第1 審査基準**

62 (6) 特定旧法第21条第1項ただし書の規定による特定小売供給約款以外の供給条件の認
63 可

64 特定旧法第21条第1項ただし書の規定による特定小売供給約款以外の供給条件の認
65 可に係る審査基準については、同項に認可の基準が定められているところであり、より具
66 体的には、例えば、次のような場合とする。

- 67 ① 天災地変等による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割り引
68 く等の措置を行う必要が生じた場合
- 69 ② 少数の需要等特殊な需要であることから、多くの需要家と一律の取引を行うことを前
70 提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味な場合
- 71 ③ 予測し難い急激かつ大幅な経済変化に伴う原価の変動により、みなし小売電気事業者
72 に大幅な差益の発生が見込まれる場合において、応急的かつ暫定的に料金の引下げを
73 行う場合（燃料費調整制度によって調整される程度の原価の変動による料金の変更を
74 行う場合を除く。）

75

76 ○電気事業法（昭和39年法律第170号）

77 第十八条 一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給（以下
78 この条において「託送供給等」という。）に係る料金その他の供給条件について、経済産
79 業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなけれ
80 ばならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

81 2 一般送配電事業者は、前項の認可を受けた託送供給等約款（第五項若しくは第八項の規
82 定による変更の届出があつたとき、又は次条第二項の規定による変更があつたときは、そ
83 の変更後のもの）以外の供給条件により託送供給等を行つてはならない。ただし、その託
84 送供給等約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた
85 料金その他の供給条件（同条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のも
86 の）により託送供給等を行うときは、この限りでない。

87 3～12 （略）

88

89 ○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

90 第1 審査基準

91 （12） 第18条第2項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可

92 第18条第2項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可に係る審査基準につ
93 いては、同項に認可の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、
94 次のような場合とする。

- 95 ① 託送供給等を行うに当たり、新たに建設する送電線に多額の費用を要する場合

- 96 ② 天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割り引く
97 等の措置を行う必要が生じた場合
- 98 ③ 広域的運営推進機関から電源入札等を実施した場合に必要な補てん金を課された
99 場合
- 100

経済産業省

官 印 省 略
20200417資第46号
令和2年4月22日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

別添の申請に係る電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第21条第1項ただし書に規定する特定小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

経済産業省

官 印 省 略
20200417資第22号
令和2年4月22日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

(案)

官 印 省 略
番 月 号
年 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について (回答)

令和2年4月22日付け20200417資第46号により貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

(案)

官 印 省 略
番 年 月 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和2年4月22日付け20200417資第22号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。